平成２５年（フ）第３０２号
愛知県江南市宮後町清水128番地　県営宮後住宅11棟203号
債務者　末永千代子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６５号
兵庫県西脇市西脇675番地の７の３
債務者　藤原　喜幸
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第６６号
兵庫県西脇市西脇675番地の７の３
債務者　藤原美壽恵
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第６７号
兵庫県西脇市西脇675番地の７の３
債務者　藤原やす子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第２５７号
香川県東かがわ市西村1484番地１
債務者　岡本千恵美
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４０号
長崎県長崎市茂木町298番地18
債務者　田中　佳子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
長崎県長崎市滑石４丁目１番６―506号
債務者　宮﨑　伸子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
長崎県長崎市錦２丁目１番１号　医療法人友愛会田川療養所、住民票上の住所長崎県長崎市秋月町11番29号
債務者　川元　賢司
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
長崎県諫早市金谷町７番13号、前住所長崎市城栄町38番８―102号
債務者　山﨑　慎二
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第４１３号
鹿児島県鹿児島市花尾町3279番地１
債務者　山内　哲郎
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６９８号
仙台市太白区中田町字後河原24番地の４　ＢＵＳＥＮＡ391―101
債務者　遠山　雅土
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７０１号
仙台市若林区上飯田１丁目19番54号、従前の住所宮城県黒川郡大和町もみじケ丘３丁目19番地の11
債務者　今野　正昭
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
福島県白河市旭町３丁目101番地　エスポワール106号室
債務者　早川　利行
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
茨城県常総市水海道天満町2493番地１　マミーハイツ201号
債務者　風見美香子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２４６号
茨城県結城市大字結城1868番地２
債務者　鈴木　賢俊
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２５１号
茨城県桜川市真壁町飯塚504番地２　高橋アパート９号、前住所茨城県桜川市真壁町長岡720番地１
債務者　大関　聖美（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２５３号
茨城県常総市本石下2114番地　石下ハイツ106号
債務者　大山　一美
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで　水戸地方裁判所下妻支部